

○本山町景観条例施行規則

(平成 24 年 12 月 17 日規則第 14 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、本山町景観条例(平成 24 年本山町条例第 26 号。以下「条例」という。)、景観法(平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第 2 条 条例第 2 条第 3 号に規定する工作物は下記に掲げるものをいう。

- (1) 周囲の環境の悪化をもたらすおそれのある工作物で、次に掲げるもの
 - ア コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラントその他これらに類するもの
 - イ 危険物(建築基準法施行令第 116 条第 1 項の表に掲げる危険物)の貯蔵又は処理に係るもの
- (2) 大規模な工作物で、次に掲げるもの
 - ア ゴルフ場、野球場その他これらに類するもの
 - イ 霊園又は墓地(共同墓地及び個人墓地は除く)
- (3) 前 2 号に掲げる工作物以外の工作物で、次に掲げるもの
 - ア 電波塔、電線路等の支持物その他これらに類するもの
 - イ 屋外照明施設その他これらに類するもの
 - ウ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
 - エ 煙突、高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの

(届出を要する行為)

第 3 条 条例第 10 条の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外見を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外見を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
- (3) 看板、公告板、自動販売機等の設置又は外観の過半にわたる色彩の変更
- (4) その他、町長が景観の形成に影響を及ぼす恐れがあると認める行為

(行為の届出)

第 4 条 法第 16 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、当該行為に着手する日の 4 週間前までに景観計画区域内における行為の届出書(様式第 1 号)を町長に提出するものとする。

- 2 前項の届出書には、添付書類に掲げる図書を添付するものとする。ただし、町長が特に必要ないと認めるものについてはこの限りでない。
- 3 前 2 項の規定は、届出の内容を変更しようとする場合についても準用する。
- 4 当該届出に係る行為を完了し、若しくは中止したときは、景観計画区域内の行為の完了報告書(様式第 2 号)を速やかに町長に届け出なければならない。

(適合通知)

第 5 条 町長は、法第 16 条第 1 項または第 2 項の規定による届出のあった場合において、

その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為について の制限に 適合すると認めるときは、景観計画区域内における行為制限の適合 通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(届出を要しない行為)

第6条 条例第11条の規定で定める届出を要しない行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 通常管理行為
- (2) 農林漁業を営む行為
- (3) 非常災害のために必要な臨時の措置として行う行為

(委任)

第7条 この規則で定めるものの他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

景観計画区域内における行為（変更）の届出書

年 月 日

本山町長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

本山町景観計画区域内における行為（変更）について、次のとおり届け出ます。

| | | | | | |
|-----------------------|-------|---|----------|-------------------------------|---------|
| 行為地の住所 | | 地目（現況） | 実測面積（㎡） | 景観計画区域の区分 | |
| 本山町 | | | | 1 本山町景観計画区域 2 本山町景観重点区域（ ） | |
| 行為の規模 | | 建築面積（ ）㎡ 高さ（ ）m 仕上材（ ） 延床面積（ ）㎡ | | | |
| 行為の種類 | 建築物 | 1 新築 | 2 改築 | 3 増築 | 4 移転 |
| | | 5 撤去 | 6 修繕 | 7 模様替え | 8 色彩の変更 |
| | 工作物 | 1 新築 | 2 改築 | 3 増築 | 4 移転 |
| | | 5 撤去 | 6 修繕 | 7 模様替え | 8 色彩の変更 |
| | その他 | 1 （ ）の設置 | | 2 （ ）の色彩の変更 | |
| | | 3 （ ） | | | |
| 行為の目的・内容及び概要 | | | | | |
| 設計者 | 住 所 | | | | |
| | 氏 名 | | | 電話番号 | |
| 行為の予定期間 | | 着手予定日 年 月 日 から | | 完了予定日 年 月 日 | |
| 要所の届出年月日・変更の内容・理由 | | | | | |
| 添付書類 右の書類を添えてください。 | | 1 位置図（付近見取り図） 2 現況写真（カラー） 3 計画平面図 4 建築立面図（1/100以上） 5 撤去の場合は、跡地の整理に関する計画書 6 その他町長が必要と認める書類 | | | |
| 備考 ※受理・指導等 年月日 | 受理年月日 | | 助言・指導年月日 | | |
| | 年 月 日 | | 年 月 日 | | |

- 備考 1 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。
2 変更届出書を提出する時に限り当初の届出年月日、変更の内容・理由を記入してください。
3 ※印の欄には記入しないで下さい。

景観計画区域内における行為の完了（中止）届出書

年 月 日

本山町長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

本山町景観計画区域内における行為が完了（中止）したので、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

| 行為地の住所 | | 景観計画区域の区分 | |
|-----------------------|--------------------------------|-------------------------------|--------|
| 本山町 | | 1 本山町景観計画区域 2 本山町景観重点区域（ ） | |
| 行為の規模 | 建築面積（ ） m^2 延床面積（ ） m^2 | 高さ（ ）m | 仕上材（ ） |
| 行為の種類 | | | |
| 行為の届出年月日 | 年 月 日 | | |
| 行為の完了・中止年月日 | 年 月 日 | | |
| 届出番号 | | | |
| 行為を中止したときはその理由 | | | |
| 添付書類 右の書類を添えてください。 | 1 完成写真（カラー） 2 その他町長が必要と認める書類 | | |

備考 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

様

本山町長 今西 芳彦

景観計画区域内における行為制限の適合通知書

平成 年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めたので通知します。

景観法第18条第2項に基づき、行為着手制限を解除します。なお、本件届出の内容と異なる事態が生じたときは、速やかに変更届出書を提出してください。

| | |
|----------|--|
| 行為の場所 | |
| 行為の期間 | |
| 行為の規模 | |
| 行為の種類 | |
| 行為の届出年月日 | |
| 届出番号 | |
| 条 件 | |